各研究機関において活用方針で定めるべき事項及び記載例

本申合せに基づき、競争的研究費からのPI人件費の支出により確保した経費について、以下のとおり活用方針を定めるものとする。また、他の競争的研究費や民間からの委託・共同研究費等においてもPI人件費の支出が可能な研究費に関しては、本申合せを参考に、可能な限り当該方針に沿って活用することが望ましい。

なお、各研究機関のガバナンスの強化や人事給与マネジメントの改善等との一体的な実施により、当該方針で掲げる目標の達成に向け、戦略的・実効的に取り組むこと。

○目標

※「研究力向上」に係る目標であること

*（記載例）*

*・研究者が安定して研究に専念できる環境の整備*

*・多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化*

○当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

※　上記に掲げた目標と使途・活用策の関係が明確であること

※　研究「人材」「資金」「環境」機能強化に資する施策であること

※　直接経費から人件費を支出する対象者に対するメリットを示すこと

*（記載例）*

*（１）直接経費から人件費を支出した研究者への支援（研究者自身の処遇の改善、応用研究のための研究費配分や研究支援体制の強化等）*

*（２）若手研究者支援の充実（研究者の新規雇用や若手への重点的な研究費配分等）*

*（３）共用設備・機器の整備*

○執行にあたる留意事項等

※　所属する研究者に対して研究機関として直接経費からの人件費支出を強制しない旨を示すこと

※　実施状況等も踏まえつつ実効性の確保に努めること

※　研究機関における組織改革と一体的に実施する旨を示すこと

*（記載例）*

*・直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するものであり、機関が強制するものではない*

*・本方針については所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う*

*・当該方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等（各機関における改革の内容）と併せて取り組むこととする*